

県民の皆様への協力要請 ①

(特措法第24条第9項)

◆ **高齢者**や**基礎疾患**のある方の**不要不急**の**外出自粛**
(仕事、授業、受診、買い物、屋外での運動・散歩を除く)

◆ **家庭内**での**マスク着用**の**励行**

- ・ **感染リスクの高い場所**に行ったとき
- ・ **自宅**に**高齢者**や**基礎疾患**のある**家族**がいるとき
- ・ **発熱**など「**体調が悪い**」とき など

令和2年12月24日(木)から令和3年1月17日(日)まで

愛する人を守るため「おうちでマスク」キャンペーン



現状

本格的な冬を迎え、新型コロナウイルス感染症の患者数は増加傾向にある。感染経路の中では、家庭内での感染が疑われるケースが最も多い。

対応

家庭内でのマスク着用や家庭内の感染防止対策を訴えるため
街頭キャンペーンを開催。併せて、静かな年末年始を過ごすことを呼びかけ。

- 実施日時 **12月25日(金) 18:00~18:40**
- 実施場所 ①大宮駅周辺 ②川口駅周辺 ③南越谷駅周辺の3か所で同時開催
- 主な参加者 知事、埼玉県医師会長、地元市長等

愛する人を守るため「おうちでマスク」キャンペーン



愛する人を守るため、大変だけど

「おうちでマスク」



だれが感染しているかわからない?!

そんなウイルスを愛する人につしたくない!
だから、こんなときは、「おうちでマスク」

- 感染リスクの高い場所^①にやむを得ず行ったとき
- 自宅に高齢者や基礎疾患のある家族がいるとき
- 発熱など「体調が悪いかも」と思ったとき

マスクの取扱いにも注意が必要!

- 使用したマスクの表面には触れないようにしましょう。
- 外した後は忘れずに手洗いを。



埼玉県・埼玉県医師会

感染予防のために家庭でできるこんなこと

- 家族間で感染させないために、マスク以外にもできることはあります。
- 全部は無理でもできることからやってみましょう!

- ① 飲食を伴う忘年会や新年会、成人式後の会食は控えましょう。



- ② おじいちゃん、おばあちゃんに会いに行くのはコロナの感染が収まってからにしましょう。



- ③ 高齢者や基礎疾患のある方は不要不急の外出を控えましょう。



- ④ 寒いけど換気や加湿を欠かさずに。



埼玉県・埼玉県医師会

県民の皆様への協力要請 ②

(特措法第24条第9項)

◆ **高齢の親族に会うのは、できる限り自粛**

◆ **買い物は、できる限り一人で**

◆ **飲食を伴う忘年会や新年会は、できる限り自粛**

◆ **成人式後の会食・飲み会は、できる限り自粛**

令和2年12月24日(木)から令和3年1月17日(日)まで

事業者の皆様への協力要請

(特措法第24条第9項)

◆ 事業者による**テレワーク、時差出勤、休日分散**の推進

◆ 店舗が**混雑**しないよう**入場制限**の徹底

◆ 観客が**発声**する**イベント**の中止

令和2年12月24日(木)から令和3年1月17日(日)まで

屋内県有施設の休館について

令和2年12月24日(木)～令和3年1月17日(日)

原則休館

- ◆ 対象施設46施設
- ◆ 休館することにより、県民の皆様に混乱が予想される場合は除く
(チケット販売済イベント等)

営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

<事業者の皆様への協力要請>

要請内容

営業時間の短縮

対 象

さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の
「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

営業時間

午前5時から午後10時まで

要請期間

令和2年12月28日(月) 午前 0時から
令和3年 1月11日(月) 午後12時まで

<県民の皆様への協力要請>

要請内容

営業時間の短縮を要請している、さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の

「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」の 午後10時以降の利用回避

要請期間

営業時間の短縮要請と同じ

感染防止対策協力金(第3期)

概要

営業時間短縮要請期間延長（令和2年12月28日から令和3年1月11日まで）に伴い、当該延長期間の全ての期間で協力した事業者に感染防止対策協力金を支給する。

支給額

60万円／店舗（1日当たり4万円）

その他留意事項

- ・ 対象地域やその他の支給要件は変更なし。
- ・ 第1期（12月4日から17日まで）、第2期（12月18日から27日まで）とは別の申請とし、それぞれ要件を審査する。
 - ※ 第1期、第2期、第3期のみの協力であっても要件を満たせば支給する。
 - ※ 第1期や第2期から引き続き、協力する事業者の申請手続は簡素化する。

県立高校における感染防止対策



本県における対策

1. 登下校時の3密の回避

- 変更前 全ての学校で通常登校、通常授業
- 変更後 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、
原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等を行う。
(冬季休業明けから1月15日(金)まで)

2. 部活動の原則中止

- 変更前 冬季休業開始日から1月3日(日)まで
- 変更後 冬季休業開始日から**1月17日(日)まで延長**

3. 飛沫感染防止対策の再徹底

- 合唱時のマスク着用など、留意事項の徹底
- 食事中的大声での会話禁止